

山口県報

平成17年
5月27日
(金曜日)

目次

告示

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....一

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....二

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三

山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労政課).....三

公安委規則

警察署協議会規則の一部を改正する規則.....五

雑報

県報の正誤(平成十七年四月二十二日山口県告示第二百六十七号ほか八件).....五

山口県告示第三百三十号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の主催者

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

二 講習会の開催期間

平成十七年十一月七日(月曜日)から同月二十一日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市大字吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万四千元

山口県告示第三百三十一号

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の主催者

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

二 講習会の開催期間

平成十七年十一月七日(月曜日)から同月二十一日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市大字吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万四千元

山口県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
 豊浦郡豊田町土地改良区 認可年月日 平成一七、五、一一
 豊浦郡菊川町土地改良区 " " 一六



(二九七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成十五年五月十六日から平成十六年十月二十六日まで	山口市地籍簿	大字深溝の一部
下松市	平成十五年五月十六日から平成十七年一月三十一日まで	下松市地籍簿	大字切山の一部

二 認証年月日

平成十七年五月二十七日

(二九八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年七月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年五月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 グッドマッチプロジェクトス

代表者の氏名 時繁 豊彦

主たる事務所の所在地 防府市佐波二丁目二番二一號

三 定款に記載された目的

少子化及び晩婚化という問題を取り上げ、一組の結婚及び子どもの出産がどれだけ未来に大きな意味があるか、及びどれだけ幅広く社会に貢献するかを社会に訴え、適齢期の男女が真剣に相手を探せる場及び情報を数多く提供し、もって地域社会の活性化及び未来の社会福祉の増進に寄与すること。

(二九九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年七月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 キュアポート

代表者の氏名 鬼村洋太郎

主たる事務所の所在地 長門市三隅中三二四二番地

三 定款に記載された目的

精神障害者に対し、自立生活支援及び社会復帰に関する事業を行い、もって精神障害者の社会福祉に寄与すること。

(三〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年五月二十七日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コープいずみ店
 所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 住
 代表者の氏名 有吉 政博

生活協同組合コープやま 山口市大字下小鯖一〇九〇の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社シーワイコーポレーション	有限会社シーワイコーポレーション
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社エム・ディー・ケイ	有限会社エム・ディー・ケイ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	周南市川崎三丁目六番七号	山縣 圓
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社エム・ディー・ケイ	山縣 圓

四 届出年月日

平成十七年五月十六日

五 変更年月日

平成十六年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コープいずみ店
 所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 住
 代表者の氏名

代表者の氏名

生活協同組合コープやま 山口市大字下小鯖一〇九〇の一 有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野 隆子	—

四 届出年月日

平成十七年五月十六日

五 変更年月日

平成十六年六月一日

(三〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年一月十四日山口県公告(一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベスト電器宇部店・ソフトタウンうべ

所在地 宇部市小松原町二丁目七番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇二) 山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十一期使用者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成十七年五月二十七日

山口県知事 二井 閑 成

一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労政課

四 推薦期間

平成十七年五月三十一日(火曜日)から同年六月七日(火曜日)まで

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労政課(電話〇八三一九三三三―三三三三〇)に照会する。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

(印)

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会(補欠委員)の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

候補者の学歴、職歴及び兵役関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成十三年山口県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

一	山口県岩国警察署協議会、山口県宇部警察署協議会及び山口県下関警察署協議会	十五人
二	山口県防府警察署協議会及び山口県山口警察署協議会	十三人
三	山口県周南警察署協議会	十一人
四	山口県光警察署協議会及び山口県長府警察署協議会	八人
五	山口県秋警察署協議会及び山口県下関水上警察署協議会	七人
六	山口県下松警察署協議会、山口県小郡警察署協議会及び山口県小野田警察署協議会	六人
七	前各号に掲げる協議会以外の協議会	五人

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。



正誤

平成十七年四月二十二日山口県告示第一百六十七号（臨港地区の分区の指定）

ページ	段	行	誤	正
九	上	一、二	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第一百六十八号（臨港地区の分区の指定）

ページ	段	行	誤	正
九	上	左から一、三、四	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第一百六十九号（臨港地区の分区の指定）

ページ	段	行	誤	正
九	下	一、二	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第一百七十号（臨港地区の分区の指定）

ページ	段	行	誤	正
九	下	左から一、三、四	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第一百七十一号（臨港地区の分区の指定）

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	二、三	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年五月二十七日印刷
平成十七年五月二十七日発行

発行人所

山口県庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

一	ページ	上	段	行	誤	正
一 二					岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第二百七十五号(臨港地区の分区の指定)

一〇	ページ	下	段	行	誤	正
一 三 四				左から	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第二百七十四号(臨港地区の分区の指定)

一〇	ページ	下	段	行	誤	正
一 二					岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第二百七十三号(臨港地区の分区の指定)

一〇	ページ	上	段	行	誤	正
一 三 四				左から	岩国市都市開発部都市計画課	岩国市経済部水産港湾課

平成十七年四月二十二日山口県告示第二百七十二号(臨港地区の分区の指定)